

社団法人埼玉県警備業協会定款

第 1 章 総 則

施行 昭和61年3月19日
改正 平成4年4月1日
改正 平成5年4月23日
改正 平成7年4月19日
改正 平成12年6月22日
改正 平成13年6月8日
改正 平成14年3月28日
改正 平成21年9月18日

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人埼玉県警備業協会（以下「協会」という。）と称する

(事 業 所)

第2条 協会は、事務所を埼玉県川越市大字木野目1267番地1号に置く。

(目 的)

第3条 協会は、犯罪等のない明るい社会を実現するため、警備業務の適正な運営を確保して警備業の健全な発展を図り、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自主防犯及び自主防災に関する啓蒙並びに知識の普及
- (2) 警備業務の適正化及び技術の向上に関する調査、研究
- (3) 警備員その他の警備業関係者に対する教育訓練
- (4) 大規模イベント行事等に伴う警備業務の受注及び指導
- (5) 関係行政等の行う防犯活動及び各種事故防止活動に対する協力
- (6) 警備業務に関する図書の刊行及び出版物の購入のあっ旋
- (7) 機関紙の発行
- (8) 警備業務に関する功労者等の表彰
- (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定による埼玉県公安委員会の認定を受け、又は法第5条の規定による届出をして埼玉県内において警備業を営む個人又は法人で、協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助する個人又は団体で、協会の目的に賛同して入会したもの

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、総会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 協会の運営上、特に必要がある場合には、総会の議決を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 会員が第5条に規定する会員の資格を喪失したとき。
 - (2) 会員が死亡又は失そうの宣告を受け警備業を行わなくなったとき。
 - (3) 会員が警備業を廃業し、又は会員である法人を解散したとき。
 - (4) 会費を、催告にも係わらず1年以上滞納したとき。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の4

分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 協会の名誉を棄損し、又はその設立趣旨に反するような行為をしたとき。

(2) 定款又は決議に反するような行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、その総会の開会する日の14日前までにその旨を通知し、かつ、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

2 退会し、又は除名された会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第 3 章 支 部

(支 部)

第11条 協会に、支部を置く。

2 支部に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 4 章 役 員 等

(役 員)

第12条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 3人

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 1人

(5) 常任理事 5人

(6) 理 事 (会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)

15人以上22人以内

(7) 監 事 2人

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会が、主務官庁の承認を受けて選任し、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は互選による。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の会務を掌理する。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、協会の会務を処理する。

5 常任理事は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を補佐し、協会の常務を分掌する。

6 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、主務官庁の承認を受けて、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員が解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給するものとする。

2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問)

第18条 協会に、必要に応じ、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、協会の運営の基本的な事項について、会長の諮問に応じる。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第19条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前項第2項第3号に規定する場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 第26条から第28条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。ただし、第28条第1項中「出席した正会員の数」とあるのは、「出席した理事の氏名」と読み替えるものとする。

(常任理事会)

第35条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は協会の運営に関する重要事項を審議する。

第 7 章 委 員 会 等

(委員会)

第36条 協会に、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別

に定める。

(教育センター)

第37条 協会に、警備員に対する教養機関として、社団法人埼玉県警備業協会教育センター（以下「教育センター」という。）を置く。

2 教育センターの運営等に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第38条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 9 章 資 産、事 業 計 画 等

(資産の構成)

第39条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会 費

(3) 入 会 金

(4) 寄 附 金 品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第40条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から2か月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第44条 協会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て協会と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第 11 章 雑 則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、協会の設立許可のあった日から執行する。

(昭和61年3月19日)

2 協会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。

3 協会の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

4 協会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第43条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

附 則

1 この定款は、変更認可のあった日から施行する。

2 平成元年4月1日以降に就任する役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成4年3月31日までとする。

附 則

この定款は、変更認可のあった日（平成5年4月23日）から施行する。

附 則

この定款は、変更認可のあった日（平成7年4月19日）から施行する。

附 則

この定款は、変更認可のあった日（平成12年6月22日）から施行する。

附 則

この定款は、変更認可のあった日（平成13年6月8日）から施行する。

附 則

この定款は、変更認可のあった日（平成14年3月28日）から施行する。

附 則

この定款は、変更認可のあった日（平成21年9月18日）から施行する。